九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

買主の追完請求権（民法562条）の成立過程

御厨, 祐希
九州大学法学府

https://doi.org/10.15017/4377914

出版情報：学生法政論集. 15, pp.21-39, 2021-03-24. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

買主の追完請求権（民法562条）の成立過程

御　厨　祐　希

〈目　次〉

１　序　論
２　民法（債権法）改正検討委員会
３　法制審議会民法（債権関係）部会
４　結　語

１　序　論

周知のとおり、平成29年民法（債権関係）改正において、旧法の売買の担保責任の規定は、契約不適合責任へと大きく変更された。とりわけ562条の追完請求権の制定により、従来の法定責任説・契約責任説の論争は決着し、嬉しい改正となったかのように思えた。しかし、実際には、追完請求権が制定されたことによって、従来さほど精緻に議論されていなかった論点について着目する必要が生じた。そのうちの一つが、追完請求権の法的性質である。

本稿は、追完請求権の法的性質について、民法（債権法）改正検討委員会・法制審議会民法（債権関係）部会での議論を参照し、一定の示唆を得ることを目的としている[1]。

(1)　追完請求権の法的性質

562条１項は「目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる」と定める。すなわち、同項は修補請求権、代替物引渡請求権、不足分引渡請求権の三つを追完請求権の具体的内容として定めている。しかし、追完請求権の法的性質については文言上明らかではない。

追完請求権の法的性質に関する今日の学説は、潮見教授の分類によれば、下記Ａ～Ｅの５説が対立しているとされる。これら５説は、①履行請求権の法的性質につき、これを契約の効果として与えられる債権の本来的・第一次的な請求とみる見解（契約効果説）と、債務不履行が発生して初めて与えられる救済手段とみる見解（救済手段説）の対立と、②追完請求権の法的性質につき、これを履行請求権が不完全履行の場合において具体化された

[1]　以下では、民法（債権法）改正検討委員会を「委員会」、法制審議会民法（債権関係）部会を「部会」と略称する。

ものであるとする見解（同質説）と、追完請求権は履行請求権とは別個の救済権であるとする見解（異質説）の対立の、二つの対立軸の組み合わせによって導出されるものである[2]。

説	①履行請求権の性質	②追完請求権の性質	備考
A	契約効果説	同質説	従来の多数説
B	契約効果説	追完請求権固有の限界あり	
C	契約効果説	異質説（債務不履行の効果としての救済手段）	従来の現実賠償説
D	救済手段説	同質説	
E	救済手段説	異質説	

ア　履行請求権の法的性質

まず、①履行請求権の法的性質に関する契約効果説は、履行請求権を「権利として正当化された債権、そしてその実現へと法的に拘束された地位としての債務」と捉える。換言すれば、契約の効果としての履行請求権は、履行訴求権と裁判外での履行請求権を両方含むものであり、訴権というよりは国家により与えられた法的地位を表すものであるにすぎない[3]。これに対して、救済手段説は、履行請求権を「現前にある履行障害のもとで、債権者が債務者に対して債権者利益獲得のための具体的行為請求をする場合に当該請求を基礎づける権利」と理解する。そして、本説の立場によれば、履行請求権は、解除・損害賠償・代金減額請求等の他の救済手段と並列的な請求権と理解されることとなる[4]。

両説の具体的な相違個所としては、第１に、要件事実の問題につき、契約効果説においては、契約の成立のみを主張立証すれば足りるのに対して、救済手段説に立った場合には、債務不履行の事実、すなわち、契約締結の事実に加えて履行期・履行期の経過を主張する必要がある。第２に、損害賠償責任の要件に関しても、契約効果説に立つ場合には、過失責任の原則が肯定されるのに対して、救済手段説に立った場合には、想定されたリスク負担の内容が債権者利益の確定の中心となることから、債務者の行為可能性はさほど意味を持たず、過失責任の原則は否定される[5]。

---

[2] 古谷貴之「民法改正と売買における契約不適合給付」産大法学51巻３号（2018年）317頁、田中洋『売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定』（商事法務、2019年）189頁以下、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017年）328-330頁。

[3] 奥田昌道編『新版注釈民法（10）Ⅰ債権（１）債権の目的・効力（１）』（有斐閣、2003年）25-26頁〔潮見佳男〕。

[4] 潮見・前掲注（３）25-27頁、能見義久「履行障害」別冊NBL51号（1998年）107-113頁。

[5] 潮見・前掲注（３）27-28頁。

イ　追完請求権の法的性質

一方、上記②追完請求権の法的性質に関する同質説・異質説の対立は、効果面において、追完請求権の範囲、特定物に対する代物請求の可否などの場面で顕在化する[6]。

同質説の場合、追完請求権の限界は履行請求権の限界がそのまま妥当するから、本来履行を求めることができた範囲以上のことについて、追完を求めることはできない。例えば、タイルの売買契約を締結した場合において、タイルにヒビが入っていたことがタイルの敷設後に判明したような場合には、代替物たるタイルの引渡しを求めることはできても、その敷設までは求められない。また、特定物に対する代物請求については、履行の内容としての給付の対象が当該目的物に特定されている以上、債務の目的物ではないもの（代物）の引渡しを求めることはできないはずであり、理論上障害が残る。

しかし、異質説の場合、追完請求権の限界を履行請求権の限界と一致させる必然性はないから、本来的履行請求権の範囲を超えた追完を求める余地がある。上記の例でいえば、買主はタイルの引渡しのみならず、敷設までも求める余地がある。また、特定物に対する代物請求については、同請求を認めるにつき理論的障害はない。

以上の通り、いずれの説を採用するかによって、562条の内容は大きく変わりうる。

(2)　従来の議論の状況

続いて、立法過程を検討する前提として、学説における追完請求権の議論状況を大まかに確認しておきたい。

まず、大前提として、履行請求権が可能であることを正面から認めた規定は存在していない。ただ、履行不能の場合には履行請求権の行使ができない旨の定め(412条の２第１項)によって、間接的に規定されているにすぎない。なお、履行請求権について明文の規定が設けられなかった結果として、履行請求権の法的性質についても、態度決定はなされていない[7]。

次に、追完請求権の法的性質についても、562条の文言のみでの判断はできない。

まず、同質説について、同説は追完請求権を履行請求権が具体化されたものととらえる見解であった。これを前提とする限り、追完請求権への制約は履行請求権における制約を超えては存在しないはずである。だが、民法は、追完請求権の行使に関して、（ⅰ）契約不適合につき買主の責めに帰すべき事由による場合には追完請求権の行使を制限し（562条２項)、（ⅱ）種類・品質に関する契約不適合について、１年以内に通知しない場合に追完請求権の行使を制限する（566条本文)。加えて、（ⅲ）履行請求権の行使において履行方法の

6　売主の追完義務の射程が問題になったドイツの実例として、原田剛「売主の追完義務の射程――ドイツにおける取外し・取付け義務論からの示唆（１)」比較法雑誌50巻１号（2016年）４頁以下参照。

7　潮見・前掲注（２）275頁。

選択は原則として売主に与えられるのに対して、追完請求権は買主に対して選択権が与えられている（562条１項）。また、実質面においても、例えば売買契約における債務とは「目的物の引渡し」のみに限られるのであって、目的物の修補や代替物の引渡しは、当初合意された履行内容ではなかったはずである[8]。このように、同質説を採用するには問題点がある。

他方、純粋な異質説を採用することも解釈上難しい。なぜなら、追完請求権を救済権ととらえるならば、追完請求権の成立・内容・限界に関して履行請求権とは別個の規定が必要であるところ、新法はこの種の規定を設けなかったからである[9]。

以上、追完請求権の法的性質を文言解釈のみによって決定することは難しい。それゆえ、判断材料の一として、以下では立法過程における審議を参照することにしたい。

２　民法（債権法）改正検討委員会

委員会では、履行請求権に関して、以下のような提案がなされていた。

【3.1.1.53】（債権と請求力）
債権者は、債務者に対し、債務の履行を求めることができる。

本提案は、「債権には履行請求力が内在していることを示したもの」である。そして、提案の解説は、「特段の合意ないし法律上の規定がある場合を除き、債権者は債権の成立（原因）を主張・立証しさえすれば債務者に対し履行請求をすることができるということが導かれる」とし、現在の学説・実務の立場と平仄が合うものであるとしている[10]。これは、委員会提案が、前記①履行請求権の法的性質に関する対立について、契約効果説に立っており、救済手段説に立っていないことを意味する。

一方、前記②追完請求権の法的性質との関連についていえば、委員会では、以下に見る通り、新法562条における規律よりも明確に、上述の諸説のうち同質説に依拠した規律がなされていた。

【3.1.1.57】（追完請求権）
〈1〉　債務者が不完全な履行をしたときは、債権者は履行の追完を請求することができる。
（中略）
〈5〉　追完および追完に代わる損害賠償請求権についての債権時効については、

8　古谷・前掲注（２）318頁。
9　潮見・前掲注（２）330頁。
10　民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ』（商事法務、2009年）184-187頁。

【3.1.3.44】〈1〉に定める期間は、不完全な履行に当たる事実が発生した時から起算され、同〈2〉に定める期間は、債権者が不完全な履行にあたる事実が発生したことを知った時から起算される。

【3.1.1.58】（追完権）

〈1〉　債務者が不完全な履行をしたときは、次の要件をみたす場合に、債務者は、自己の費用によって追完を為す権利を有する。

〈ｱ〉　債務者が、なすべき追完の時期および内容について、不当に遅滞することなく通知すること

〈ｲ〉　通知された追完の時期および内容が契約の趣旨に照らして合理的であること

〈ｳ〉　債務者が追完をなすことが債権者に不合理な負担を課すものでないこと

〈2〉　略

このように、委員会提案では、（ｉ）買主の帰責事由による追完請求権の行使制限はなされておらず、（ⅱ）期間制限についても、通知義務による行使制限は存在せず、むしろ買主に有利な時効起算を行う旨が定められていた[11]。また、（ⅲ）追完請求権の選択主体については、新法562条のような明示を行っていないものの、債務者（売主）による追完に一定の制約を加えつつ、債務者に対して追完権を認め、その履行内容の第一次的な決定権を債務者に対して認めていた[12]。なお、委員会提言は、「追完請求権は、履行請求権の単純にその一部なのではなく、履行請求権が具体化され、変容したものである」として、本来的履行請求権の目的物とは異なるはずの代替物の引渡しを認めていた[13]。

さらに、委員会の提案解説も、「本提案は、追完請求権と履行請求権とが請求権として同一であるとするものではないが、両者は本質を同じくするという理解に立っている。その上で、履行請求権が「不完全な履行」の場面で具体的に表現されるものが追完請求権であるととらえている」として、同質説によって立つことを明らかにしていた。そして、追完請求権の限界は、履行請求権と同様に考えられ、契約における合意の内容に即して決まるものとされていた[14]。

11　民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（10）198頁、209頁。なお、提案における追完請求権の免責は、買主の帰責事由によるのではなく、当事者が合意によってどこまでの履行努力を引き受けたかという点に照らして定められるものとされた（同201頁）。

12　民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（10）213頁。

13　民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（10）205頁。これにより、追完請求権の内容は「契約及び目的物の性質」に従って決定されるものとされ、ＣＩＳＧ46条２項のような立場は採用されなかった。同質説をとる限り、代物請求を認めることは矛盾するように思えるが、委員会提案では種類物の特定の時期に制限を加えることによって矛盾を回避しようとしたと思われる（同171頁）。

14　民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（10）200-201頁。

以上の通り、民法（債権法）検討委員会は同質説を採用していたといえる[15]。

３　法制審議会民法（債権関係）部会

(1)　第１ステージ

ア　部会第３回会議

一方、法制審議会民法（債権関係）部会においては、第３回会議で、問題提起を中心に追完請求権に関する規律の議論が開始された。

まず、追完請求権の規定の要否については、追完請求権が千差万別想定されることや、抽象的規定を用意したところで執行できず規定の意味をなさないのではないかとの観点から、一般的規定の設置に対する否定的意見が出された[16]。これに対しては、追完請求権は具体化を要するものの、具体的請求内容を予め特定できない権利は追完請求権に限ったものではないとの意見や、新しい非典型契約が生じた際にどうなるのかという問題があることから、一般的規定を設けたほうがよいとする意見も見られた[17]。

次に、追完請求権の法的性質との関連では、前記②の同質説・異質説の対立が顕在化した。すなわち、代物請求権を追完請求権と名付けることの意味についての問題提起に対して、追完請求権の法的性質は本来的な履行請求権の具体化であるか（契約効果説）債務不履行の救済権であるか（救済手段説）の対立も意識され、同様の観点から、追完請求権の限界が履行請求権と異なるのではないかとの指摘がなされている[18]。なお、下記引用の「部会資料5-1」第1-4（追完請求権の限界事由）の個所では[19]、契約効果説（前記Ａ説・Ｂ説）に相当する案が出されていたものの、追完請求権の法的性質について救済権ととらえる見解（Ｃ説・Ｄ説・Ｅ説）については、潮見教授の指摘があるまで、研究者によってでさえ意識されていなかった[20]。

15　潮見・前掲注（２）329頁、山本豊「（展開講座：現代契約法講義（12）契約責任論の新展開・その３）追完請求権と追完権」法教345号（2009年）115頁。

16　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第１集第１巻）』（商事法務、2011年）108-109頁〔岡（正）発言〕、110頁〔木村発言〕、111-112頁〔深山発言〕。

17　前者について民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）117頁〔山本（敬）発言〕、後者について同114-115頁〔鹿野発言〕。

18　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）118頁〔道垣内発言〕、119頁〔中田発言〕、120頁［潮見発言］。

19　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）424頁。

20　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）121頁〔松本発言〕。Ｂ案は一見Ｂ説に見えるが、補足説明が現実賠償説に適合的との考え方を示していることから、必ずしもＣ説を排除しないものではある。しかし、Ｂ案は救済手段説を前提としておらず、Ｃ説が含まれているとは考え難い。

（関連論点）
3　追完請求権の限界事由
　追完請求権の限界事由に関する規程について、例えば、以下のような考え方があるが、どのように考えるか。
〔Ａ案〕　履行請求権の限界事由と同様とする考え方
〔Ｂ説〕　瑕疵修補請求権について修補に過分の費用を要することを限界事由として規定するなど、追完請求権独自の限界事由を規定する考え方

イ　部会第４回会議

第４回会議では、債務者の追完権についての議論が行われたが（第３回会議で配布の「部会資料5-1」第6-1）、委員の間からは消極的な意見が多く寄せられた。その理由は、追完権概念の不明確性[21]、そして不履行を行った債務者に対して追完権という権利を与えることの不自然さ[22]である。これに対しては、ウィーン売買条約48条を比較対象としながら、解除の場合には適用しないこともありうるという譲歩が提案されている[23]。

ウ　部会第14回会議

その後の部会第14回会議（「部会資料15-1」第2-2(5)）[24]、第21回会議（「部会資料21」第1-3～第1-5）[25]等では、追完請求権の法的性質につき、留保があることは意識されながらも、基本的には同質説（特にＡ説）が部会における前提とされていた[26]。

そのほか、第14回会議では、買主から売主に対する通知義務の設置（後の566条）や、各追完手段の選択権の主体などについても議論された[27]。部会資料の中では、瑕疵担保責任の期間制限について、契約責任説を採用する立場から消滅時効一般の規定を適用すればたりるとの見解と、当事者間の公平の見地から買主に通知義務を課すべきであるとの見解が紹介されている[28]。もっとも、通知義務を設けることに対しては、買主（特に消費者）保護の観点から、さらに瑕疵を知った時点で通知義務を課すことに対する消極的意見が多く挙げられた[29]。

21　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）214-215頁〔中井発言〕。
22　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）215頁〔木村発言・岡（正）発言〕、同218頁〔深山発言〕。
23　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）219頁〔内田発言〕、商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第２集第４巻）』（商事法務、2013年）303頁〔内田発言〕。
24　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第１集第４巻）』（商事法務、2011年）31頁〔能見発言〕。
25　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第１集第６巻）』（商事法務、2012年）22頁〔道垣内発言〕。
26　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（24）34頁〔潮見発言〕。
27　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（24）29-43頁参照。
28　部会資料15-1、15-2……民法（債権関係）部会資料集・前掲注（24）304頁、350頁。
29　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（24）40頁〔潮見発言・村上発言〕、41頁〔岡田発言〕。

なお、第１ステージでは、買主の帰責事由による制約の議論は特段なかった[30]。

(2) パブリックコメント

パブリックコメントでは、追完請求権の法的性質について、ほとんどの意見は同質説に依拠した指摘を行っていた。

ただし、最高裁からは「履行請求権と追完請求権との関係（請求権としての同一性、代物請求権の位置付け、本旨弁済との関係等）を整理しておくことが必要と思われる」との指摘が行われ[31]、日弁連からは「要件となる『不完全な債務の履行』の具体的な内容や、履行請求権と追完請求権の実質的な違いの有無について明確にならなければ、解釈に混乱が生じるおそれがあるとの指摘もあった」とされ[32]、兵庫県弁護士会からは「追完請求権については、①単純な履行不足があった場合において、その不足部分について本来の態様の履行を求める履行請求権が観念できるほか、②瑕疵ある履行がなされた場合において本来の履行付態様とは異なった履行態様（修補・代物給付・再履行）の追完を請求しうる追加請求権が観念できる」と区分をしたうえで、「①ついては、履行請求権そのもの（あるいは履行請求権のコロラリー）として理解できるので問題は少ないが、②については、場合によっては、債務者が本来負担していた債務（債務者が意識的に引き受けていた履行負担）とは履行態様が異なることによって予想外の負担が発生することがありうる」として〔下線部は引用者〕[33]、追完請求権の法的性質につき異質説を意識した留保がなされている。しかし、完全な異質説に依拠し、あるいは異質説を採用すべきと述べたコメントはない。

もっとも、コメントの中には、前記Ａ説に依拠するものばかりではなく、Ｂ説に依拠しているものも多数みられた。日本大学法学部法学研究所民事法研究会・商事法研究会、日弁連、法曹親和会、大阪・仙台・札幌弁護士会、大学教員等の機関・個人は、追完請求権の限界については履行請求権の限界をそのまま及ぼせば足りるとし、あるいは追完請求権は履行請求権の一態様であって、独自の規律は不要であるとして、Ａ説に整合的なコメントを述べている[34]。その一方で、社団法人不動産協会、ヤフー株式会社、横浜・兵庫・福岡・愛知弁護士会、一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会、堂島法律事務所弁護士有志等の機関、さらに数名の個人は、追完請求権について特有の限界があ

---

30 民法（債権関係）部会資料集・前掲注（16）120頁［潮見発言］は追完請求権の限界について債権者側の観点からなされうることを指摘しているが、追完請求権の優位性について触れるにすぎず、債権者（買主）の帰責事由による制約については述べていない。

31 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第２集第３巻上）』（商事法務、2013年）208頁。

32 民法（債権関係）部会資料集・前掲注（31）210頁。

33 民法（債権関係）部会資料集・前掲注（31）209頁。

34 日大民研・商研の意見については民法（債権関係）部会資料集・前掲注（31）206頁、日弁連の意見については同216頁、親和会、大阪・仙台・札幌弁護士会の意見については同217頁、大学教員の意見については同210頁、218頁参照。

るとして、Ｂ説に整合的なコメントを述べている[35]。

Ｂ説の基礎には、追完請求権について多様な履行態様が考えられ、本来的履行請求権においては想定されていなかった負担が、売主に対して生じるのではないか、そして、売主について新たな負担を正当化できないのではないかとの価値衡量がある。この価値衡量に基づく条文の典型例としては、請負契約において「過分の費用」という限界が定められていた修補請求権（改正前民法634条１項）が存在していた。履行請求権と同一でありながら変容したものとして追完請求権をとらえ、追完請求権について履行請求権と同一の限界を及ぼす限り、過分の費用がかかることを理由として修補請求権を否定することは通常できないからである[36]。

(3)　第２ステージ

ア　部会第34回会議

パブリックコメント後の第２ステージでは、部会第34回会議、「部会資料32」第1-4において、下記のような、【甲案】と【乙案】の両案が併記されている[37]。このうちの【乙案】は同質説、【甲案】はＢ説あるいは異質説に対応すると考えられる[38]。

> (1)　追完請求権に関する明文規定の要否
>
> 債務者が不完全な履行をした場合には、債権者は債務者に対して履行の追完を請求することができる旨の規定を設けるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。
>
> (3)　追完請求権の限界事由
>
> 追完請求権に関する明文規定を設けるとした場合（前記(1)参照）に、その限界事由に関する規定の在り方については、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。
>
> 【甲案】　追完請求権につき、履行請求権の限界事由（前記３参照）とは異なる一定の

35　不動協の意見については民法（債権関係）部会資料集・前掲注（31）207頁、ヤフーの意見については同209-210頁、兵庫・福岡弁護士会、電情産協、堂島有志の意見については同215頁、愛知・横浜弁護士会の意見については同216頁、大学教員の意見については同217頁、弁護士の意見については同218頁参照。

36　この指摘は、例えば福岡弁護士会によってなされていた（民法（債権関係）部会資料集・前掲注（31）215頁）。これに対して、広島弁護士会は追完請求権特有の問題ではないとする意見を提出していた（同217頁）。

37　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）383-385頁。

38　【甲案】【乙案】は、一般的規定としての追完請求権の規律にかかわるものではあるが、審議において追完請求権は売買の瑕疵担保責任との関連においても議論されてきた。すなわち、第37回会議における潮見教授の発言に示されるとおり、【甲案】は異質説も排除しない趣旨であると理解されるのであって、追完請求権が履行請求権と異なる規律に服するべきであるとする限りで【甲案】は異質説とも整合する。

限界事由を規定するものとする。
【乙案】 追完請求権についても、履行請求権の限界事由と同様の規律内容とするものとする。

なお、鎌田部会長は、(1)での記載が追完請求権が本来的履行請求権と異なる権利であると一見して読めないのではないかという指摘を行っており、部会長の発言は異質説に依拠したかのように読めなくもない[39]。

もっとも、この部会長の発言は、異質説を採用したことを前提とする仮定的なものであろう。また、異質説の筆頭である潮見教授も「今の時点で乙案を蹴ってしまうことはできない」と述べている[40]。それゆえ、異質説が採用されたとまではいえない。

イ　部会第37回会議

その後の部会第37回会議では、上記第34回会議で配布された「部会資料32」の追完請求権の法的性質が引き続き議論された。

まず、追完請求権の一般的規定の要否に関しては、追完請求権には多種多様なものが考えられること、履行請求権と追完請求権の訴訟物の異同が明確でないこと、要件効果について相違点を規定せねば一般化はできないことから、一般的規定を置くことは難しいとの指摘がなされた[41]。

これに対して、潮見教授は次のような指摘を行っている。まず、従来追完請求権について議論がなかった理由は、追完請求権が履行請求権の一つの態様にすぎないと考えられていたためであり、追完請求権の限界も、履行請求権の限界をそのまま及ぼせばよいのであるから、履行請求権の限界について法整備をすれば必要十分と考えられてきたとして、従来Ａ説が採用されてきたことを指摘した。そこから、追完請求権について一般的ルール、あるいは定義を規定しないとの手法を採った場合には、「不完全な履行がされた場合には追完請求権があるのは当然で、その限界事由は先ほどの履行不能のルールで処理をする」すなわちＡ説が帰結されると読まれる場合と、「追完請求権の規定を置かないということは、債権法に関する一般ルールとしては、追完請求権は認めないということ」となり、「規定を置く必要があれば、個別の規定あるいは個別の合意の中で追完請求に係る点に関しての何らかの措置を取っていなければ」ならず、「追完請求権は履行請求権とは全く別の異質の手段」であると解される場合、すなわち異質説が帰結されると読まれる場合の二通りがあり

39　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）96-97頁〔鎌田発言〕。

40　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）97頁〔潮見発言〕。

41　請求の内容が多種多様であるとの意見につき民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）91-92頁〔中井発言〕、96頁〔松本発言〕、訴訟物につき93頁〔岡崎発言〕、要件効果につき95-96頁〔佐成発言〕。

うると指摘した[42]。

ウ　部会第40回会議

一方、部会第40回会議では、第36回会議で配布された「部会資料34」第6-1の追完権が議論されている。

第６　債務不履行に関連する新規規定[43] １　追完権 　債務者が不完全な履行をした場合において、債務者が一定の要件（例えば、債務者が追完をなすことが債権者に不合理な負担を課すものでないこと等）を満たした追完の提供をした場合には、追完に代わる損害賠償請求等の債権者の権利行使に優先するとの規定を新設する（債務者の追完権を新設する）との考え方があり得るが、どのように考えるか。

第40回会議においても、第４回会議同様、主に経済界の立場から消極的意見が多数出された[44]。ただ、追完権ではないにせよ、ある種の追完の利益を与えるべきであるという擁護や、「債務不履行が生じたときに何が一番救済になるかというのは、まず第一次的には債権者側の判断に委ねるのが適切ではないか」との指摘が注目されるべきである[45]。追完請求権の選択権の議論は、「部会資料32」に記載されながらも、結局、直接はなされなかった。上述のとおり、委員会段階におけるＡ説の立場は、追完権による債務者への第一次的選択権の保障により裏付けられていた。しかし、追完権（あるいは追完の利益）に関連して、追完の具体的内容は債権者が決定すべきという上記の指摘は逆の立場であり、Ａ説に整合しないものである。

エ　部会第52回会議

その後の部会第52回会議（「部会資料43」第2-1）では、契約責任説を念頭に置きつつ、追完請求権に関する議論がなされた[46]。

42　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）92-93頁〔潮見発言〕。この際、役務契約（特に雇用契約）について追完請求権の準用があるかという指摘と関連して、一般的規定を削除し明文の規定がなくとも、Ａ説により準用される可能性はある、との指摘が潮見教授よりなされた（同90-91頁〔安永発言〕参照）。

43　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）471頁。

44　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）302頁〔岡田発言・中井発言・佐成発言〕。なお、むしろ追完請求権を削除し、追完権を規定すべきとの積極的意見につき、同94-95頁〔道垣内発言〕。

45　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（26）302頁〔佐成発言〕、304頁〔内田発言・松本発言〕、305頁〔鹿野発言〕。

46　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第２集第７巻）』（商事法務、2014年）392頁、405-406頁。

1　物の瑕疵に関する売主の責任（民法第570条関係）

(1)　売主の瑕疵のない目的物給付義務の明文化

売主は、買主に対し、瑕疵のない目的物を引き渡す義務を負う旨を条文上明記することとしてはどうか。

その「瑕疵」の意義につき、例えば、目的物が〔契約において予定されていた／契約の趣旨に照らして備えるべき〕品質、数量等に適合していないことをいうなどと定めることとしてはどうか。

瑕疵に関して売主が責任を負うための要件として、「隠れた」という要件は、設けないこととしてはどうか。

(2)　引き渡された目的物に瑕疵があった場合における買主の救済手段の整備

ア　代金減額請求権の明文化

……〔略〕……。

イ　追完請求権及びその障害事由の明文化

①　引き渡された目的物に瑕疵があった場合には、買主は、瑕疵の修補の請求や、代替物・不足分の引渡しの請求をすることができる旨の規定を設けることとしてはどうか。

②　上記①の各救済手段の障害事由について、規定を設けるものとしてはどうか。具体的には、以下のようなものを明文化するという考え方があり得るが、どのように考えるか。

(ｱ)　瑕疵の修補を請求する権利（瑕疵修補請求権）

瑕疵修補請求権については、以下の障害事由を設けるものとする。

a　［修補が物理的に不可能であるとき、修補に過分の費用を要するときのほか、］契約の趣旨に照らして瑕疵の修補を求めることができないとき。

b　売主が瑕疵のない代替物の提供をしたときであって、代替物による追完が買主に不合理な不便を課すものでないとき

(ｲ)　代替物又は不足分の引渡しを請求する権利（代替物等請求権）

代替物等請求権については、以下の障害事由を設けるものとする。

a　［目的物の性質が代替物による追完を許さないとき、代替物の給付に過分の費用を要するときのほか、］契約の趣旨に照らして代替物の給付を求めることができないとき

b　売主が瑕疵の修補を提供した場合であって、当該修補が買主に不合理な不便を課すものでないとき

(ｱ)　売主の瑕疵のない目的物給付義務の明文化

上記のうち、(1)売主の瑕疵のない目的物給付義務の明文化に関する規律は、特定物ドグ

マ（改正前民法483条）を否定したうえで、完全履行請求権を基礎づける、契約に適合した物の給付義務について規定したものである。この規定は、「瑕疵のない物」という表現からすれば、ドイツ民法433条における規定の文言が参照されたものと推察される[47]。この(1)の規律については、「瑕疵」という文言を維持するか、新概念を用いるかという点で対立していたものの、(1)の規律自体が不要であるとする意見はなかった。

ところが、(1)の規律は、民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案においては、突如として削除された[48]。これに対しては、「従来からの解釈論の経緯もあるので、その一番重要なところをきちんと明確にしておく必要性が特に高」く、「正面から定めを置く方がよい」との指摘があった[49]。しかし、結局は562条で間接的に規定されることとされた。これは、あえて給付義務について一般的規定を置かなくとも、売主の追完義務の規定（民法562条）の規定によって規定されており、重複しているからである、との考慮によるものである[50]。

新法が契約責任説を採用していることは明白であるが、給付義務が562条という売買の規定によってのみ導かれることで、異質説にも依拠しうる解釈がより容易となった。すなわち、瑕疵なき物の給付義務が債権総則において規定されていれば、およそすべての債権関係につき完全履行請求が肯定されることとなるが、これが契約の各則において規定されることで、当該契約において限定的に（個別的に）のみ認められたものであるとして、異質説に近い解釈がより可能となるといえる。

(ｲ)　引き渡された目的物に瑕疵があった場合における買主の救済手段の整備

一方、上記(2)の規律に関して注目されるべきは、追完請求権の具体的内容としての瑕疵修補請求権・代替物等請求権が規定されるとともに（(2)イ①）、各救済手段の障害事由がそれぞれ規定されたことである（同②）。

このうち、①は、追完請求の内容として瑕疵修補・代替物等請求を認めた点に意義があるほか、追完請求の具体的内容の選択権を買主が有することとされた点で重要である。選択権を買主が有することとされた理由は、適切な追完がされることに最も強い利害を有す

47　「売主は，物の瑕疵または権利の瑕疵のない物を買主に取得させなければならない（ドイツ民法433条１項）」民法（債権関係）部会資料集・前掲注（46）406頁。また、同125頁〔岡発言〕参照。なお、部会資料では、ドイツ民法など９つの法令・草案などが比較法資料として挙げられ（同396-397頁）、瑕疵なき物の給付義務との関係においては、通常有すべき性状を第一に斟酌するという従来の瑕疵概念の枠組みを保つべきであるとする立場から、フランス消費法典が引き合いに出された（同130頁〔岡発言〕）。

48　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第３集第６巻）』（商事法務、2017年）623頁。

49　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（48）231頁〔鹿野発言〕。パブリックコメントにおいても、「瑕疵」概念の維持を除き、特段この規定に反対意見はなかった（商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第３集第３巻）』（商事法務、2017年）868-871頁）。

50　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（48）560頁。

る買主に、第一次的な選択権が与えられるべきと考えられたからである。これは、先に不完全履行を行ったという点を加味して追完請求の行使条件を定めるものであるから、Ｂ説によった規定であるといえる。

一方、②のうち(ｱ)および(ｲ)のａは「履行請求権の限界事由あるいは不能とパラレルな限界事由」であるが、ｂは「買主が選択した追完方法につき、売主が提供する追完方法が一定の要件を満たす場合に、売主の選択が優先するとするもの」[51]であり、追完請求権にあえて独自の限界事由を規定する点で、Ｂ説あるいはＥ説と整合するものである。また、追完請求権を「買主の救済手段」として規定する発想は、文言だけを見れば異質説に近い考え方である[52]。もっとも、上述のとおり②(ｱ)(ｲ)ａが履行請求権の限界事由とパラレルなものであると説明され、委員も「ａについては瑕疵修補請求権となる履行請求権の限界の問題に関するものであろう」としてこれを前提としていることから[53]、異質説が採用されたと考えるのは早計であろう。

オ　部会第67回会議

なお、部会第67回会議（「部会資料56」第11-4）において、追完請求権に関する一般規定は設けられないこととなり、追完請求権については以下のような規律を設置すべきものとされた[54]。

> ４　目的物に契約不適合がある場合の売主の責任
>
> 民法第565条及び第570条本文の規律（代金減額請求・期間制限に関するものを除く。）を次のように改めるものとする。
>
> (1)　引き渡された目的物に前記３(2)に違反する不適合（以下「契約不適合」という。）があるときは、買主は、その不適合の内容に応じて、目的物の修補、不足分の引渡し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、その権利につき履行請求権の限界事由（部会資料53第７．３）があるときは、この限りでないものとする。

51　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（46）124頁〔新井発言〕。

52　このうち、(ｲ)のｂについては、代物給付をするのであるから買主には代物の提供を受け入れるべきであり、また、代物請求ができる以上は修補請求を認める必要はないとの立場からの批判があった（民法（債権関係）部会資料集・前掲注（46）152頁〔中井発言〕、商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第２集第12巻）』（商事法務、2016年）329頁〔中井発言〕）。しかし、本規定は、ペットの契約不適合のような場合を想定して（民法（債権関係）部会資料集・前掲注（21）28頁〔岡田発言〕）、562条１項ただし書として残されたものと考えられる。

53　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（46）152頁〔中井発言〕。

54　部会資料53、56（商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第２集第10巻）』（商事法務、2015年）279-281頁、406-409頁）、潮見佳男「追完請求権に関する法制審議会民法（債権関係）部会審議の回顧」高翔龍ほか編『日本民法学の新たな時代』（有斐閣、2015年）693頁。

(5)　第３ステージ

ア　部会第84回会議

その後、部会審議が第３ステージに入った第84回会議においては、新法562条２項として規定されるところとなる、買主の帰責事由による追完請求権の制限が議論され、「部会資料75A」第3-4の代金減額請求権の制限に関連して、補足説明で「なお、前記３〔下記「部会資料75Ａ」第3-3〕の売主の追完義務においても、契約不適合が買主の帰責事由によるものである場合に買主が履行の追完の請求をすることができない旨の規律が必要か否かが問題となり得る」と記載された[55]。

３　売主の追完義務 次のような規定を新たに設けるものとする。 (1)　引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものであるときは、買主は、その内容に応じて、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

これに対しては、潮見教授により、部会では一貫して同質説が採用されており、同説を前提とする限りこのような規定を設けるべきではなく、債権者の帰責事由による不都合は485条により対処すれば足りるとの指摘がなされた[56]。

しかし、上記の通り、原案でも同様の規定が維持され、しかも原案からの修正の要否・内容につき事務当局で検討中のものですらなかった。

イ　部会第94回会議

これに対しては、部会第94回会議（第93回会議配布の「部会資料81-1」第5-3）において、潮見教授から再度、同質説と矛盾する制約であるとの指摘がなされた。その上で、「売買における追完請求権については一般準則とは違ったものがここで妥当すべきであるという考慮が働」くのであれば、不完全履行の場合にこのような制約を課し、催告解除等に関しても一般的ルールとは異なる規律の適用を認めることも是認されうることが指摘された[57]。

ウ　部会第97回会議

また、部会第97回会議（「部会資料84-1」第30-3）においては、山本敬三幹事から、追完請求権と履行請求権とで異なる制約を設けることの危険性が指摘された。すなわち、一部が他人に属する場合には契約不適合の規定が適用される結果、買主に帰責事由がある場合

55　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第３集第４巻）』（商事法務、2017年）549-550頁。

56　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（55）208頁〔潮見発言〕。

57　原案について、民法（債権関係）部会資料集・前掲注（48）410頁、発言につき同60-61頁〔潮見発言〕。

に追完請求ができないところ、全部が他人に属する場合には一般の規定によるから、履行請求権の規定によって処理することとなり、債権者側の帰責事由により履行不能になる場合については特に規定がない。その結果、履行請求権と追完請求権とで結論が異なることとなるが、それでよいのかという疑問である[58]。

これに対して、金関係官は、「それで構わないという理解ではない」と述べる。すなわち、（ⅰ）債権総論の履行請求権の箇所で追完請求権を規定し、買主の帰責事由による追完請求権の行使制限の規定を置いていれば整理できた可能性があるが、部会は追完請求権を契約不適合の中で規定する立場を採用した。（ⅱ）それでも場合によっては、履行請求権の規定の中に、債権者の帰責事由による目的物の滅失等の場合には履行請求権は行使できないという規定を置くという選択肢はありえる。しかし、この場合には、売買以外の契約類型を含むほかの場面でも、追完請求権ではない履行請求権について債権者側の帰責事由による債務不履行がある場合にどのように処理をするかという問題があり、それらを包括的にカバーし得るような内容の規定を履行請求権の箇所に置くことは難しいため、そのような規定を置くには至らなかった。（ⅲ）以上の経緯を前提にすると、履行請求権の箇所に明文の規定はないものの、売買の追完請求権に関する買主の帰責事由による制約の規定の類推適用・拡張解釈・単なる応用のいずれかはともかく、さらに実務上攻撃防御方法が変容することはありうるとしても、履行請求権について、実質的には同様の規律が妥当する。以上が金関係官の説明であり[59]、結局、買主の帰責事由（現562条 2 項）が規定されてもなお、事務当局は同質説を貫徹しようとしたといえる。

4　結　語

(1)　潮見教授の立場

潮見教授は、改正法はＡ説の立場を基礎におくが、Ｂ説の立場を部分的に採用しているようにもみえ、体系的矛盾があると述べている。すなわち、委員会段階からＡ説を前提としながらも、同質説・異質説という対立を重視せずに規定の立案が進められたことから、追完請求権について履行請求権の限界が及ぶという点においては同質説の要素が、履行請求権には本来課されないはずの制約が課される（562条 2 項）という点では異質説の要素があり、両説の要素が混在しているのである。

以上を踏まえて、潮見教授は、追完請求権の二義性を容認する場合には、同質説を前提としつつ、562条 2 項については法政策的観点からの特則であると説明するしかない（Ｂ説

58　商事法務編『民法（債権関係）部会資料集（第 3 集第 7 巻）』（商事法務、2017年）45頁〔山本（敬）発言〕。

59　民法（債権関係）部会資料集・前掲注（58）45頁〔金発言〕。

に立つべきである）と述べる一方、民法典の理論的・体系的一貫性を確保しようとする場合には、C説あるいはE説に立ち、追完請求権の限界事由（追完不能）については明文なきものの、412条の2の背後に控える不文法と、旧634条1項ただし書の基礎に据えられていた債権者の利益と債務者の費用の衡量の枠組みを用いて設定すべきであると述べる。そして、自身はE説の立場を支持することを明言する[60]。

(2) 改正法はいずれの立場に立つか

ア 履行請求権の法的性質

まず、本稿1(1)で提示した①履行請求権の法的性質の論点についていえば、委員会提案がそうであるように、履行請求権は契約の効果として捉えるほかない。

確かに、履行請求権について明文の規定がなく、履行不能（412条の2）という履行請求権の障害規定が定められた点、415条1項は過失責任主義を採用しなかった点は、救済手段説と整合するようにも思える。また、部会第97回会議での金関係官の説明によれば、履行請求権にも追完請求権における買主の帰責事由のような制約がかかることになる。これは、契約効果説では説明がつかない制約である。加えて、562条2項が設置された趣旨が、代金減額請求権・解除権に買主の帰責事由が規定された並びからであることを考えれば[61]、履行請求権を他の救済手段とパラレルに考えていることとなるから、改正民法はD説を採用したと考える余地がある。

しかし、特に制約の根拠について、金関係官の説明は曖昧なものにとどまり、部会内部で履行請求権の要件事実の変更に関する合意が形成された形跡はない。履行請求権の明文の規定がない以上、契約効果説を排除するものではないところ、委員会提案から部会審議まで一貫して、契約効果説が前提とされていた。そして、履行請求権については信義則・権利濫用などの規定によって制約し、弁済の費用増加については485条ただし書によって費用負担を認めれば足りるのであって、あえて履行請求権そのものについて、明文の規定がないにも関わらず、債権者の責めに帰すべき事由による制約を加える必要はない。

よって、履行請求権については契約効果説に立つべきである。

イ 追完請求権の法的性質

次に、②追完請求権の法的性質についていえば、委員会提案から部会審議に至るまで一貫して同質説が前提とされてきた。しかし、同質説は委員会提案の段階では説得的な見解であったものの、562条2項が規定されたことで、採用できなくなった。代物請求権については、「契約の趣旨」の柔軟な解釈によって理論的解決が可能だとしても、買主の帰責事由

---

60 潮見・前掲注（2）330頁、同・前掲注（54）710-713頁。

61 潮見・前掲注（54）711頁。

による制約は正当化しがたい。

異質説について、追完請求権は要件事実の観点からは、救済手段説とも整合的である。すなわち、契約不適合を主張する段階で、債務不履行の事実についても必然的に主張することとなるからである。また、562条2項、選択権の移転の説明も行いやすい。

しかし、追完請求権の成立・限界について一般規定がない以上、異質説を採用すべきであるとする決め手に欠ける。また、異質説（C説）を採用する場合には、追完請求権の範囲について、本来的履行請求権の範囲よりも拡張することが想定されるけれども、どのようにして追完請求権の範囲の限界を定めるのかという点で問題が残ると考えられる。解決策の一つとして、416条における損害の算定のように、債務不履行時において、当該追完が必要となることを売主が予見できたかという事情を加味することが考えられる。すなわち、追完請求権とパラレルな救済手段である損害賠償請求で請求可能な範囲において、追完も許容することができるとする限界の設定は考えられるところである。しかし、416条を追完請求権に準用することは、あまりにも文言上の乖離が激しい。また、予見可能であるからといって、金銭賠償のみならず、本来の履行の範囲以上の行為を行うべきであるということにはならないであろう。結局、明文の規定がないこともさることながら、追完請求権の範囲の設定、さらに拡張の根拠の説明において、異質説は苦慮することとなる。

残るはB説である。しかし、B説はそもそも異質説なのか同質説なのかわからない。すなわち、B説は、一方では本来的履行請求権であるといいつつ、履行請求権ではありえない制約を課すものである。したがって、ここでの「制約」の正体を説明する必要がある。潮見教授は、この制約について、双務・有償契約特有の事情から権利の阻却要件とされたとする説明を予測しているが、理論的説明は困難といわざるを得ない[62]。

法制審議会の部会審議においては、一般市民にとってわかりやすい民法を作るという基本方針が取られたことから、理論的整合性はあまり重視されることがなかった。むしろ、一部メンバーから述べられていたとおり、どのような救済手段を設置すべきかという出発点で議論されたために、理論面は二の次となってしまった[63]。結局のところ、追完請求権は本来的履行請求権の具体化であると解しつつも、法政策的に利害関係の調整が諮られた結果、追完請求権独自の限界として買主の帰責事由による制約規定が設置されたものと考えるほかないであろう[64]。

(3) 残された課題

私見は、追完請求権については、前記1(1)に掲記した5説のうち、B説が立法過程での

---

62 潮見・前掲注（54）711頁。

63 民法（債権関係）部会資料集・前掲注（21）13、14頁〔中井発言〕。

64 潮見・前掲注（54）712頁。

議論との関係では最も整合的であると考える。

Ｂ説が採用された結果として、追完請求権は562条２項による制約はありつつも、本来的履行請求権と同一に解することとなるから、追完請求権の範囲については履行請求権の範囲と一致する。すなわち、上述のタイルの例でいえば、ひび割れたタイルの買主は敷設を求めることができず、自らタイルを敷設する必要がある。なお、「契約の趣旨」によって追完請求権の内容も変容しうることは当然であるが、契約の趣旨には記載されていない履行について求めることは、本説からは正当化しがたい。

また、特定物に対する代物請求についても、履行請求権の対象が当該特定物である以上、認めることはできない。

②追完請求権の法的性質については、比較法による検討も盛んになされている。しかし、立法者は、瑕疵なき物の給付義務を規定したドイツ民法とも、履行請求権を明文で規定したフランス民法とも異なった規定を設置した。それゆえ、他国法の理論を流用する基礎があるかは要検討事項である。

立法者意思を最大限尊重するのであれば、Ｂ説を前提にしつつ、562条２項について理論的に納得のいく説明を行う方向になるものと思われる。